

法人企業統計調査における リース会計基準改正に伴う対応について

財 務 省
財務総合政策研究所調査統計部
令和 7 年 3 月 2 7 日

本文では、基準とは、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（企業会計基準委員会）をいい、適用指針とは、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会）をいう。

目次

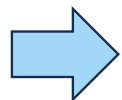
- ◆新リース基準の概要と法人企業統計に与える影響
- ◆新基準に係る事務局対応案

◆新リース基準の概要と法人企業統計に与える影響

◆新基準に係る事務局対応案

改正リース基準の適用会社

	上場会社 有価証券報告書提出会社		左記以外の 会社法大会社 (資本金5億円以上又は 負債総額200億円以上)	その他の会社 (中小企業等)
	国際会計基準・ 米国会計基準の 任意適用会社	左記以外		
連結決算	IFRS16「リース」 (国際会計基準) Topic842「リース」 (米国会計基準)	新基準	－ (作成義務なし)	
単体決算	新基準			中小企業会計指針 or 中小企業会計要領 or 新基準



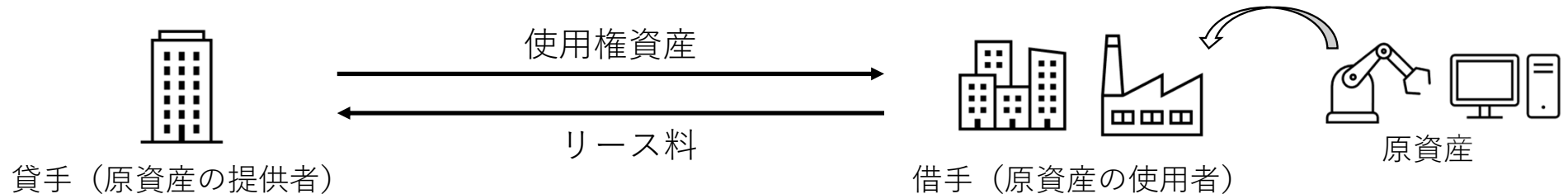
2027年4月以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
(2025年4月から早期適用可能)

(出所) 松澤宏樹 [2024] 「実務対応における重要論点の整理」 『週刊経営財務』 No.3681 11、12頁参照

リースの定義・リースの識別の判断

1. リースの定義（基準6ほか）

原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部



（注）無形固定資産のリースについては、本会計基準を適用しないことができる（基準4）

2. リースの識別の範囲（基準25、26、適用指針5～8）

- （1） 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合
- （2） 特定された資産の使用期間全体を通じて、次のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者（サプライヤー）から当該契約の他方の当事者（顧客）に、当該資産の使用を支配する権利が移転
 - ・ 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を保有
 - ・ 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を保有

（出所）村瀬進吾 [2024] 「企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の概要」4、5頁参照

リースの分類

ファイナンス・リース

解 約 不 能：契約に定められた期間の中途において契約を解除できない（またはこれに準ずる）
かつ

フルペイアウト：借手が、
原資産からの経済的利益を実質的に享受できる、
かつ
原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担

→ **所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リース**

オペレーティング・リース

ファイナンス・リース以外のリース

（出所）基準 11～14

リース基準の改正の経緯

- 2016年1月、国際会計基準審議会（IASB）が国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」を公表
- 同年2月、米国財務会計基準審議会（FASB）がFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 842「リース」を公表



借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する**使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上**



国際的な会計基準と我が国のリース会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性があった

（出所）基準BC.7（太字・下線は事務局追記）

基準改正に伴う法人企業統計調査への影響

個別財務諸表への適用（連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理は同一とする）について、改正リース会計基準の公開草案に寄せられたコメントに関する企業会計基準委員会で行った検討のうち、関連諸法規等との利害調整として法人企業統計についても以下のとおり検討している。

法人企業統計

20. 法人企業統計調査は、我が国における営利法人等の企業活動の実態を把握するため、標本調査として実施されている統計法に基づく基幹統計調査である。借手の会計処理のみ変更して、貸手の会計処理は現状どおりとする場合、同一の資産が貸手と借手の財務諸表に同時に計上されることによって、例えば、**法人企業統計上、ダブルカウントになってしまう等の問題が生じるのではないかと**の意見が聞かれた。

21. 2007年のリース会計基準改正時にも類似の問題が生じた際には、当局によりデータ収集の方法の変更による対応が行われている。**今回、会計基準の改正がなされた場合においても、同様の対応が必要になる可能性はある**と思われるが、**会計基準を開発するうえで、会計処理の変更による影響がないことを条件にすることは難しい**と考えられる。

（出所）2024.5.9「第525回企業会計基準委員会資料（単体財務諸表への適用）」（太字・下線は事務局追記）

B/S資産の会計処理

	借手側			貸手側		
	ファイナンス・リース		オペレーティ ング・リース	ファイナンス・リース		オペレーティ ング・リース
	所有権移転	所有権移転外		所有権移転	所有権移転外	
旧基準	【リース資産】 固定資産	オフバランス		【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産	
現行	【リース資産】（注1） 固定資産		オフバランス	【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース投資資産】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産
新基準	【使用権資産】（注1，2） 固定資産			【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース投資資産】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産

（注1）「少額」又は「短期」、中小企業である場合、オフバランスとすることができる

（注2）使用権資産は、有形固定資産、無形固定資産等の内訳科目に含めて計上するか、含めず使用権資産として区分して計上するか選択することができる（スライド9参照）

（注3）リース債権及びリース投資資産について、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、流動資産に表示する。また、当該企業の主目的たる営業取引以外の取引により発生したものである場合には、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する。（基準52）

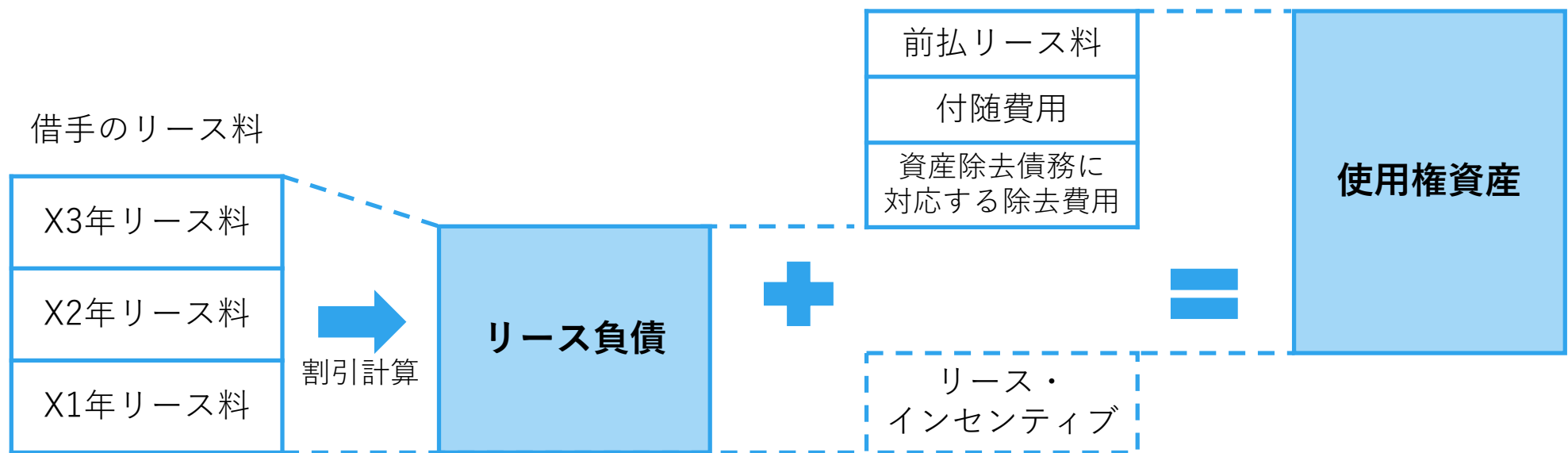
使用権資産・リース負債の計上額（借手側）

- リース負債

原則として、リース開始日の未払リース料から利息相当額を控除（基準34）

- 使用権資産

リース負債に付随費用等を加減して算定（基準33）



（出所）企業会計基準委員会[2024]「「リースに関する会計基準」の公表」19頁参照

使用権資産の表示区分（借手側）

① 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法

有形固定資産		
建物及び構築物	XXX	使用権資産を 含めて表示
機械装置及び運搬具	XXX	
無形固定資産		
のれん	XXX	
ソフトウェア	XXX	

② 対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法

有形固定資産	
建物及び構築物	XXX
機械装置及び運搬具	XXX
<u>使用権資産</u>	<u>XXX</u>
無形固定資産	
のれん	XXX
ソフトウェア	XXX
<u>使用権資産</u>	<u>XXX</u>

基準では企業側で①・②のどちらかを選択できるが、法人企業統計調査では、①の方法に準じて記入してもらうことで、調査票の変更等を伴うことなく、対応可能

（出所）基準49

改正基準における注記

1. 開示目的（基準54）

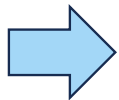
借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する

2. 借手及び貸手の注記（基準55）

借 手	貸 手
1. 会計方針に関する情報 2. リース特有の取引に関する情報 3. 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報	1. リース特有の取引に関する情報 2. 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

3. 個別財務諸表における注記（適用指針110、111）

連結財務諸表を作成している場合、「会計方針に関する情報」（連結財務諸表における記載を参照することもできる）以外を注記しないことができる



法人企業統計調査上必要となる単体ベースの情報は注記から入手することは困難

公益社団法人リース事業協会による統計調査

統計・調査	実施周期	調査事項
リース統計	月	リース取扱高（機種別）
	年度	リース取扱高（機種別、企業規模別、業種別）、リース設備投資額（単体、連結（所有権移転外ファイナンスリース・オペレーティングリース））
割賦・延払等統計	半年	契約高（機種別）、実行高（機種別）
自動車リース統計	年	車種別リース車保有台数（ファイナンス、メンテナンスリース）
再リース等実態調査	年	満了形態別契約件数（機種別）
リース需要動向調査	5年	リース利用の実態及びリースの需要動向（1万社対象）
リース産業の現況調査	年	資本金、従業員数、営業実績（リース売上高、リース債権残高、リース投資資産残高、 賃貸資産残高 、割賦債権残高、営業貸付金残高、リース取扱高、リース設備投資額）等 ※調査時点：7月（営業実績は調査時点の直近の決算期）

（注）「賃貸資産」とは、貸借対照表に計上したオペレーティング・リース取引に係る資産をいう。

◆新リース基準の概要と法人企業統計に与える影響

◆新基準に係る事務局対応案

新基準に係る事務局対応案①（固定資産計上額）

	借手側			貸手側		
	ファイナンス・リース		オペレーティ ング・リース	ファイナンス・リース		オペレーティ ング・リース
	所有権移転	所有権移転外		所有権移転	所有権移転外	
旧基準	【リース資産】 固定資産	オフバランス		【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産	
現行	【リース資産】（注1） 固定資産		オフバランス	【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース投資資産】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産
新基準	【使用権資産】（注1，2） 固定資産			【リース債権】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース投資資産】 流動資産 〔 or 固定資産 〕	【リース資産】 固定資産

は固定資産増加額のうち「新設」として記入してもらい、設備投資額として集計

（注1）「少額」又は「短期」、中小企業である場合、オフバランスとすることができる

（注2）使用権資産は、有形固定資産、無形固定資産等の内訳科目に含めて計上するか、含めず使用権資産として区分して計上するか選択することができる（スライド9参照）

（注3）リース債権及びリース投資資産について、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、流動資産に表示する。また、当該企業の主目的たる営業取引以外の取引により発生したものである場合には、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する。（基準52）

四半期別調査における固定資産部分の調査票の記入

2.固定資産 ～ 月中増減

(番号10の内訳を記入して下さい。)

項 目	番号	現在 (a)	増 加 額 (b)		減 少 額 (c)		現在 (a+b-c)
			新 設	譲 受 振 替 等	減 価 償 却 費	売却減失振替等	
土 地	31	百万円	(整地費・造成費のみ) 百万円	(購入費) 百万円	百万円	百万円	百万円
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	32		(新品の購入等)	(中古品の購入、建設仮勘定からの振替及び既存契約のリースに係る資産等)			
建 設 仮 勘 定	33			(中古品等)			
無 形 固 定 資 産	34		(新規ソフトウェア(仕掛品を含む)のみ)	既存契約のリースに係る資産等)			
投 資 そ の 他 の 資 産	35	○					☆
計	36	★	0	0	0	0	●
		09	10	11	12	13	14

調査計画の変更を伴わずに
従来ベースでの設備投資額
を把握することが可能

借手側	ファイナンス・リース 【使用権資産】
	オペレーティング・リース 【使用権資産】
貸手側	ファイナンス・リース 【リース債権】 【リース投資資産】
	オペレーティング・リース 【リース資産】

増加額に記入した場合、次の該当する箇所のいずれかに○印を記入してください。

リース取引に関する会計基準の適用により、 リースに係る資産を記入した	はい	いいえ

流動資産その他
or
投資その他の資産

新基準に係る事務局対応案②（記入要領）

四半期別調査における記入要領（固定資産の増減額のうち一部）

2025年度以降	現 行
③② その他の有形固定資産 「新設」の欄には、<u>以下の増加額を記入してください。</u> ・ 建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具及び備品等の新製品を取得した場合の取得価格 <u>（中古品の購入及び建設仮勘定からの振替は「譲受振替等」の欄に記入してください。）</u> ・ 「借手側のファイナンス・リース」により計上した有形固定資産、及び「貸手側のオペレーティング・リース」により計上した有形固定資産 （「借手側のオペレーティング・リース」により計上した有形固定資産、及び既存契約からの振替は「譲受振替等」の欄に記入してください。） ・ 震災により被災した資産に原状回復工事等を行う場合で、関連する支出が原状回復を超えて価値を増加させるもの（資本的支出）	③② その他の有形固定資産 「新設」の欄には、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具及び備品等の新製品を取得した場合の取得価格やリース取引で借手側が有形固定資産に計上したリース資産（既存契約からの振替を除く。）並びに震災により被災した資産に原状回復工事等を行う場合で、関連する支出が原状回復を超えて価値を増加させるもの（資本的支出）を記入してください。 <u>したがって、中古品の購入、既存契約のリースに係る資産等及び建設仮勘定からの振替は、「譲受振替等」の欄に記入することになります。</u>